

平成24年4月
総務省

中心市街地活性化施策の推進

商業の活性化に資する事業

○ 地方単独事業に対する支援

(1) 中心市街地活性化ソフト事業

市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置する。

(2) 中心市街地再活性化特別対策事業

市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を一般単独事業債の対象とする。

【対象となる施設整備の例】

- ・ 集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等）
- ・ 地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等）
- ・ 良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等）
- ・ 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等）